

国民年金だより



20歳になったら国民年金

国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、国民年金の保険料を納めることになります。

世代と世代の支えあいの仲間入り

公的年金制度は、現役世代が納める保険料で高齢者の方の年金を負担するという「世代と世代の支えあい」が基本です。

国民年金(基礎年金)

3つのメリット

20歳から60歳になるまでの40年間の全期間保険料を納めた方は、65歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。

ます。

保険料の未納期間は年金額の計算の対象期間になりません。

障がい基礎年金

障がい基礎年金は、病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができると年金です。

障がい基礎年金は、初診日(障がいの原因となった病気やケガについて、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日)のある病気やケガで、法令により定められた障がい等級表(1級・2級)による障がいの状態にあるときに支給されます。障がい基礎年金を受け取るには、年金の納付状況などの条件が設けられています。

遺族基礎年金

遺族基礎年金は、国民年金の被保険者または被保険者であった方が、亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた遺族が受けることができる年金です。遺族基礎年金を受け取るには、亡くなられた方の年金の納付状況・受け取る方の年齢・優先順位などの条件が設けられています。

学生納付特例と納付猶予制度

収入などがなく保険料の支払いが困難な学生および若年者(50歳未満)には次の保険料納付猶予制度があります。

学生納付特例制度

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校

教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

若年者納付猶予制度

学生でない50歳未満の方で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

どちらの制度も、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。

しかし、収入を得るようになり保険料の納付が可能となった時に追納制度をご利用いただければ、将来受ける年金を増額することができます。

問 町民生活課

☎ 42-12633

《広告》

『老後は松前へ』
港を見渡す施設と懐かしさ残る北の小京都で
心かよう老後の暮らしを…




緑洋館
Community Home RYOKUYOKAN

Milieu Co., Ltd.
〒049-1505 松前郡松前町字博多11番地
株式会社ミリュ ☎0139-46-2911 FAX.0139-46-2912
ホームページ <http://www.milieu.co.jp>

シンパパンション
赤白博多